

令和2年11月閉会中  
各党派政務調査会長会 開催結果

1 日時

令和2年11月2日（月）16時00分から16時20分まで

2 場所

第3号館6階 第2委員会室

3 出席者

自由民主党	水田 裕一郎	政務調査会長（座長）
	岡 つよし	政務調査副会長
ひょうご県民連合	竹内 英明	政務調査会長（副座長）
公明党・県民会議	越田 浩矢	政務調査会長
維新の会	高橋 みつひろ	政務調査会長
日本共産党	きだ 結	政務調査会長

（オブザーバー）

自由民主党	戸井田ゆうすけ	政務調査副会長
	奥谷 謙一	政務調査副会長
ひょうご県民連合	中田 英一	政務調査副会長
	木戸 さだかず	政務調査副会長
公明党・県民会議	坪井 謙治	政務調査副会長
維新の会	齊藤 真大	政務調査副会長
日本共産党	入江 次郎	政務調査副会長

（当局説明者）

水埜浩政策創生部長、守本豊ビジョン局長、木南晴太ビジョン課長、吉高昌広科学情報局長、高永徹県民生活局長、坂本直子女性青少年局長、田中孝幸防災企画局長、喜多和美芸術文化課長、味木和喜子健康局長、廣瀬一雄政策労働局長、水口典久国際監、小川佳宏農政企画局長、萬谷信弘農林水産局長、菅範昭環境管理局长、河本要県土企画局長、西谷一盛まちづくり局長、山田剛之住宅参事

4 当日配付資料

別添のとおり

5 会議概要

（1）「県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に係る計画の審査

水埜政策創生部長から、資料に基づき、議決対象の当否に係る当局意見として

次のとおり説明があった。

① 条例上、基本的な計画（議決対象）として指定済みのもの

- ・芸術文化振興ビジョン
- ・兵庫県男女共同参画計画
- ・ひょうご多文化共生社会推進指針
- ・ひょうご農林水産ビジョン

② 基本的な計画ではない計画（議決対象外）

- ・兵庫県地域防災計画
- ・参画と協働の推進方策
- ・県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針
- ・兵庫県動物愛護管理推進計画
- ・兵庫県保健医療計画
- ・兵庫県職業能力開発計画
- ・兵庫県バイオマス活用推進計画
- ・兵庫県果樹農業振興計画
- ・ひょうご花き振興方策
- ・兵庫県地球温暖化対策推進計画
- ・ひょうご公共交通 10 年計画
- ・福祉のまちづくり基本方針
- ・ひょうご県営住宅整備・管理計画

(参考)

- ・行政手続オンライン化推進計画

前回資料には記載していたが、その後の協議において計画期間を3年としたことから、基本計画条例の規定により、議決対象外とした

この当局説明に対し、次の質疑がなされた。

○竹内 ひょうご県民連合政務調査会長

議決対象外の中に、「兵庫県保健医療計画」がある。私の記憶では、この計画の策定については、代表質問の場で「医療圏の統合」について極めて否定的に取り上げられたことがあり、その際、いつ決まったのかという議論があった。

医療というものは大変重要な分野であり、基本的な医療圏を統合する、基準病床数といったものは、我々も住民の皆様とご意見を重ねることが多い。

この基本計画条例という議員立法の趣旨は、当局だけが計画を定めるのではなく、住民により近い立場の議員も、その計画に責任を持つべきだ、というものである。この観点から言えば、議決対象とならない理由に少子高齢社会福祉

ビジョンの下位計画であると記載があるが、下位計画の方が我々にとっては重要かなと思うわけであるが、この兵庫県保健医療計画を議決対象とすると何かデメリットはあるか。

**○味木 健康局長**

デメリットについては、特段この場で申し上げるようなことはない。

今回の見直しについては、平成 30 年度に定めた 6 年計画の中間見直しという位置づけであり、居宅における医療の確保という観点での介護保険事業支援計画の見直しに伴い、介護施設の新たな整備目標を踏まえ、訪問診療の見直しをすることが主たる目的である。

議員ご指摘の基準病床の見直しについては、今回の計画の中で行なっていく予定にしているが、圏域の統合再編など大きな見直しは今回は予定していない。今回は中間見直しであり、議員ご指摘の点については、また次期計画の見直しの際に、その必要性も含めて検討させて頂きたい。

**○きだ 日本共産党政務調査会長**

私共も、この兵庫県保健医療計画については、医療・介護を網羅した大方針であると思う。中間見直しであるということであるが、やはり議決対象として議論すべきではないか。今のお答えでは、次の改定の際に検討とのことだが、是非今回の改定にあたっては検討して頂きたいと考えるがいかがか。

**○味木 健康局長**

本計画は、位置づけについては記載の通り、現時点では下位計画という位置づけである。確かに、医療の確保という観点で、住民の関心が深い計画であるということは認識しており、策定に当たっては事前に丁寧な説明等を重ねながら実施して参りたい。

**○きだ 日本共産党政務調査会長**

私共は、これは基本的な計画であると考えており、そのような態度を表明させて頂く。

もう一点、資料最後の行政手続オンライン化推進計画について、最初 5 年としていたところ協議過程で計画期間を 3 年とした理由を教えてください。

**○吉高 科学情報局長**

この計画には上位の計画として「ひょうごデータ利活用プラン」があり、並びに「スマート県庁推進プログラム」を本年度策定した。どちらも期間を 3 年間として推進していくとしている。今回の行政手続オンライン化推進計画についても、行政のデジタル化は国でも言われており、よりスピーディにやっ

きたいということで3年間で推進していききたいということから、このような対応とした。

**○きだ 日本共産党政務調査会長**

今の説明を受けて、また検討させて頂く。

**○越田 公明党・県民会議政務調査会長**

資料の議決対象外としている理由の書きぶりに「具体的事業内容を示す実施計画のため」や「具体的な取組方針を示す計画であるため」と書いているものと、「下位計画であるため」と書いているものがある。

「下位計画である」と書いているものについては、具体的に親になる基本計画にこういうものを定めると書いてあるから下位計画という体系になっているのか、そういうことは書いていないが具体的な事柄を決めるから実施計画や取組方針を示す計画となっているのか、そのあたりの関係性はどうなっているのか。

先ほどから議論になっている保健医療計画も、少子高齢社会福祉ビジョンの下位計画とあるが、この親の計画の名前を見て、この保健医療計画が下位計画なのか、と改めて思った。このあたりの関係性は明確になっているのか。

**○水埜 政策創生部長**

基本計画に該当するかどうかの判断基準については、当初この条例ができた際には、国の法律に基づく計画のようなものについては全て県が主体的に定めるものではない、機械的に定めるものということで除外していた。基本的に上位下位というのはそういう基準でできている。県の計画でも下位計画としているものについては、明確に上位の計画にそれに基づいて実施計画を作るとされているものである。

一方で、先ほどから議論のある保健医療計画については、当初は医療法に基づく実施計画ということで議決対象から外してきていた。ただ、最近は法定計画であっても議決対象とすべきだというものもいくつか出てきているので、そこは否定するものではないが、当初は法律に基づいて、機械的に圏域や病床数を定めるという趣旨で対象外としていたものである。

**(2) 日程確認**

次回、令和2年12月3日(木)の各会派政務調査会長会にて基本計画条例にかかる各会派の態度を表明すること、会派態度は11月25日(水)までに様式により提出することについて確認した。